

富士市週休2日制工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設産業における担い手の確保、育成のため、富士市が発注する建設工事において週休2日を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

契約工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

契約毎に巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(5) 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

(6) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25%（7日／28日）以上28.5%未満の水準の状態をいう。

(7) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25%未満の水準の状態をいう。

(8) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数割合が28.5%に満たない月においては、当該月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(9) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

(対象工事)

第3条 工事の発注の際に週休2日制工事の対象とするのは、次の各号の条件をすべて満たす工事であって、該当工事の中から発注者が指定するものとする。ただし、修繕契約は対象外とする。

- (1) 予定価格が200万円超の工事
- (2) 十分な工期の確保が見込まれる工事
- (3) 施工に必要な実日数（実働日数）が、7日間以上の工事
- (4) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (5) 工事完成日に特に定めのない工事
- (6) 緊急性がない工事

(発注方法)

第4条 発注者が、入札公告8、指名通知書、現場説明書、特記仕様書など（電磁的記録を含む。）により週休2日に取組むことを指定して発注する。

(工期の設定)

第5条 発注者は、週休2日制工事の実現に当たり適切な工期の設定を行うものとする。

(積算方法等)

第6条 当初の予定価格において、月単位の週休2日の達成を前提として、次の各号により経費の補正を行うものとする。

(1) 土木工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(2) 建築・設備工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(実施方法)

第7条 週休2日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに月単位の週休2日を満たす現場閉所計画表を作成し、監督職員に提出し、これに基づき施工を行う。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、工事工程月報と併せて現場閉所計画表を監督職員に提出する。

なお、分離発注の工事については、その都度現場閉所計画表の提出前に受注者間で全体の工程に影響がないか確認を行うものとする。

(3) 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所の実施状況が分かる工程表、工事記録簿等の書類及び現場閉所実施表を監督職員へ提出する。

(4) 監督職員は、受注者から提出された前号の書類について、現場閉所の実施状況を確認し、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、達成状況に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(5)受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な状況が発生した場合は、その時点で受発注者間協議を行うものとする。

(成績評定)

第8条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 月単位の週休2日の場合は、2点を加点する。
- (2) 通期の週休2日の場合は、1点を加点する。
- (3) 加点の適用については、工事完成年度が令和7年度までを対象とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月28日から施行する。ただし、第8条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和6年10月1日以降に当初設計を積算したものに適用し、それ以外は従前の規定を適用とする。また、第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。ただし、令和8年1月1日以降に当初設計を積算したものを適用とし、以前の設計については従前の要領を適用するものとするが、第8条(3)については、当初設計の時期にかかわらず適用するものとする。